

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、翠会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、本部を金沢学院大学内に置く。

(支 部)

第3条 本会は、必要に応じ、地方支部を置くことができる。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に尽力し、社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するために、次のような事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会報の発行
- (3) その他、本会の目的遂行に関連し、必要と認める事項

(規 約)

第6条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

## 第2章 会 員

(種 別)

第7条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正 会 員 金沢女子大学卒業生及び金沢学院大学卒業生のうち、会費を完納したもの。
- (2) 特別会員 金沢女子大学旧教職員、金沢学院大学現・旧教職員及び、母校に特に関係のあるもので、役員会で認めたもの。

(3) 準 会 員 金沢学院大学在学学生

第8条 本会の会員は、住居地、氏名等を変更したときは、本学に通知しなければならない。

(会 費)

第9条 本会の会費は、終身会費とし、大学在学期間中に納入する。金額は別に定めるものとする。

(脱 会)

第10条 会員は、脱会しようとするときは、会長に届け出なければならない。ただし、会員が死亡したときは、脱会したものとみなす。

(抛出金の不返還)

第11条 何らかの理由により本学を退学した場合であっても、既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 5人以内
- (3) 理 事 (会長及び副会長を含む。) 15人以上30人以内
- (4) 監 事 2人

2 役員は、総会において専任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ定められた順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、総会の決議に基づいて会務を執行する。

4 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員の役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(委員会及び委員)

第16条 本会に理事会の議決を経て専門事項を調査研究するため、委員会をおくことができる。

2 委員会の組織、構成及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 会議

(会議の種別)

第17条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第18条 総会は本会の正会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

(会議の権能)

第19条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事情報告及び収支予算

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (会議の開催)

第20条 通常総会は、毎年8月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合にする。

- (1) 理事会が必要とみとめたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 監事が、民法第59条第4号の規程に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

#### (会議の招集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求のあった日から60日以内に臨時総会を、同条第3号第2号の場合には請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時および場所を示した書面により、開催の1ヶ月前までに通知しなければならない。

#### (会議の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席会員のなかから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

#### (会議の定数)

第23条 理事会においては、理事の3分の1以上の、総会においては、理事以外の正会員の出席をもって開催することが出来る。

#### (会議の議決)

第24条 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(会議における書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規程の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数または理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

## 第5章 財産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資金から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、試算をもって支弁する。

(予算及び決算)

第30条 本会の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後3箇月

以内に収支決算書、貸借対照表とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第31条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算を執行したときは、会長は、その旨を次の総会に報告しなければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収支支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別会計)

第32条 本会は、必要があるときは役員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第33条 本会の、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更

(会則の変更)

第34条 本会の会則は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得ることによって変更することができる。

## 第7章 雑 則

(委任)

第35条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 補 足

付則

施行 平成 3年 3月12日

改正 平成 6年12月11日 施行 平成 7年 4月 1日

改正 平成11年 7月11日 施行 平成12年 4月 1日

改正 平成15年 8月 3日 施行 平成16年 4月 1日

改正 平成27年 8月 2日

本会則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 会則9条に関する細則

本会の会費は終身会費とし、20,000円とする。但し、物価の変動等、諸般の事情により、変更することができる。